新型コロナウイルス感染症の　感染が広がった　影響を受けた技能実習生の在留諸申請の　取扱いについて

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①自分の国に　帰ることが　難しい人

＊「特定活動（６か月・仕事が　できます）」または「特定活動（６か月・仕事は　できません）」への　在留資格に　変えることができます

※「特定活動（６か月・仕事が　できます）」は、前と同じ仕事を　したい人に　限ります
（５月２１日に　変わったところ：在留資格・在留期間を「特定活動（６か月）」に　しました。）

※帰れない状態が　続いている場合には、更新を　受けることができます

②技能検定などを　受けられず、次の段階の　技能実習へ　移れない人

＊試験を受けたり、次の段階へ　移れるように　なるまでの間、「特定活動（４か月・仕事が　できます）」への　在留資格に変えることができます

※前と同じ会社や　前と同じ仕事をしたい人に　限ります

③実習先の　経営が悪くなったことなどで　技能実習を　続けることが　難しくなった（新しい実習先が　見つからない場合）

＊特定技能外国人の仕事に　必要な技能を　身に付けたいなど　決まった条件を満たす場合は、
「特定活動（最大１年・仕事が　できます）」への　在留資格に　変えることができます

【下は　技能実習２号が　終わる人への　案内です】

④「特定技能１号」に　移るための準備が　まだできていない人

＊移る準備ができるまで、「特定活動（４か月・仕事ができます）」の在留資格に　変えることができます

※今の　新型コロナウイルス感染症が　広がった影響により、必要書類を簡単にしています

※「技能実習３号」が　終わる人も　対象になります

※すでに　移るための　準備ができている人については、「特定技能１号」の　在留資格に　変えることができます

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

⑤「技能実習３号」に　移りたい人

＊とてもいい監理団体や　実習をする人の下であれば、「技能実習３号」の　在留資格に　変えることができます

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html